

野付小における災害時教職員初動マニュアル

職員の心構え

全ての学校職員は、災害時に重要な災害対策業務を担います。このため、いざ災害が発生しても慌てないよう、日頃から、災害時の自分の行動や、分担する業務について、確認しておくことが必要です。

また、学校は地域の避難所に指定されていることから職員は災害時に地域住民のリーダーとしての役割が期待されています。このことから、常に災害・防災を意識し、行動することが必要です。

よって、以下のことを心がけましょう。

- 災害時は、家族の安全を確認したのち、直ちに非常配備につくこと
- 災害時は、出張時や外勤時、勤務時間外でも、所属勤務校と連絡を取ること
- 日頃から、児童・生徒や家族・地域住民と災害、防災についてよく話し合い、防災対策や防災意識の高揚に努めること
- 町や地域の防災訓練等にも積極的に参加し、職員として地域の防災要員であることを自覚すること

災害時における学校職員の登校基準

【地震・津波が発生した場合】

種別	地震	津波	配備内容	備考
第1非常配備	震度3以上	-		
第2非常配備	震度4以上	津波注意報発令	学校長・教頭	状況により職員招集(職員自宅待機)
第3非常配備	震度5弱以上	津波警報発令	全職員	

※ 津波警報・津波注意報については、別海小学校、野付小学校、別海中学校、野付中学校を対象とする。

【気象災害(台風・大雪等)が発生した場合】

種別	配備時期	配備内容	備考
第1非常配備	気象警報発令(津波警報除く)		
第2非常配備	局地的な災害発生	学校長・教頭	状況により職員招集(職員自宅待機)
第3非常配備	広域、甚大な災害発生	全職員	

※ 配備時期、内容については教育長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

地震・津波等災害発生時における教職員の主な役割

	避難施設機能	学校機能
避難行動時	避難施設の開設 ・屋内体育館の開放 ・役場(支所)、消防団、自主防災組織等と連携して避難者の受入れ、負傷者の応急手当、水・食料の確保、情報収集等の支援	子どもたちの安全確保 ・安全な場所への避難誘導 ・子どもたちの安否確認 ・教職員の安否確認 ・二次災害の防止(消火活動等) ・災害箇所の点検 ・教育委員会との連絡調整 ・保護者への子どもたちの引渡し等
避難生活時	避難施設の管理運営 ・避難施設の運営及び炊き出しや食料品等の救援物資の管理、仕分け、配布等を側面支援	学校機能再開の準備 ・学校施設、設備の安全点検 ・子どもたちの安否、避難先の確認名簿作成 ・教材等の不足品リスト作成 ・学校再開情報の伝達等
避難終了時	避難所の閉鎖	学校機能再開
正常化		

災害時の対応

【1】災害が発生したら・・・

『勤務中の場合』

- ①学校内にいる場合
- 生徒・児童の安全確保を図ること
 - 生徒・児童を安全な場所へ避難誘導すること
 - 学校長の指示を受け、災害対策業務に従事すること
- ②校外にいる場合
- 生徒・児童の安全確保を図ること
 - 生徒・児童等を安全な場所へ避難誘導すること
 - 学校長と連絡をとり、指示を受けて行動すること

『勤務時間外の場合』

- 自分自身、家族、近隣住民の安全を優先し、行動すること
- 安全確認後、初期消火や要救助者の救出など、二次災害防止に努めること
- テレビ・ラジオ等の震度情報、警報、注意報等に注意すること
- 定められた基準に基づいて登校し、非常配備につくこと

【2】非常配備となる災害が発生したら・・・

『第2非常配備』

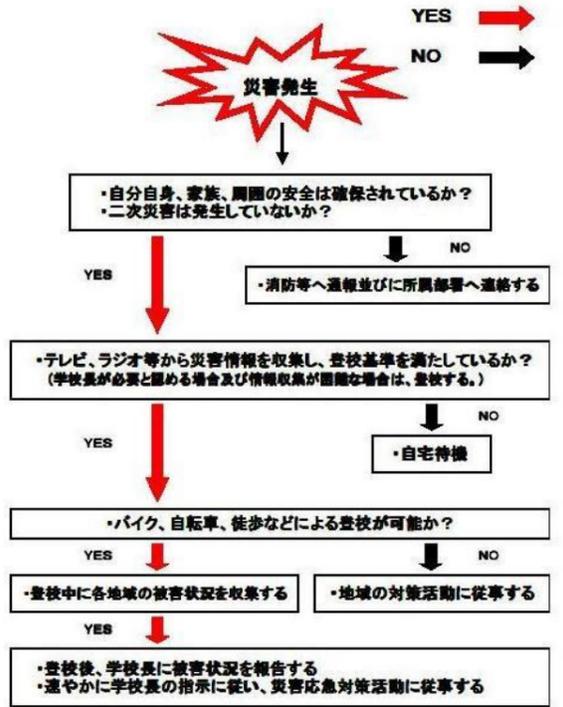
- 学校長、教頭は登校後、速やかに校舎等の被害状況を確認し、教育委員会事務局に報告すること。
 - 報告後は、教育委員会の指示に従うこと。
- 連絡先 別海町教育委員会学務課
Tel 0153-75-2111(内 3510)
Fax 0153-75-0637

『第3非常配備』

- 学校長、教頭は登校後、速やかに校舎等の被害状況を確認し、教育委員会事務局に報告すること。
- 報告後は、教育委員会の指示に従うこと。
- 災害対策本部が設置され、避難指示・避難勧告等の場合は、避難所となるので、受け入れ態勢について準備すること。
- 避難所開設後は、教育委員会または災害対策本部の指示に従って、避難所運営に協力すること。

このチラシは、別海町教育委員会作成による『学校における災害時教職員初動マニュアル』に基づいている。
《作成日 平成23年7月26日》

【勤務時間外における災害発生から登校までの流れ】



災害時に登校する場合の注意事項 ～

- 道路・建造物の損壊・倒壊を想定し、自転車又は徒歩による複数の登校ルート事前に設定しておくこと
- 服装は、作業服などの動きやすい服、運動靴などの履き慣れた靴、帽子、軍手、防寒着など、災害時に適したものとすること
- 大規模な災害時には、防災用品(飲料水、保存食、着替え、洗面用具、携帯ラジオ、懐中電灯など)を携帯すること
- 大規模な災害時には、徒歩、自転車、バイクを利用し、原則として自動車の利用は極力控えること



別海町防災マップから

避難所名	収容人数	電話番号
29 野付中学校(南側)	410	☎86-2019
30 野付小学校(南側)	380	☎86-2013
31 別海町東公民館	660	☎86-2141
32 尾道沼地蔵センター	730	☎86-2445

避難所名	収容人数	電話番号
33 床丹会館	490	☎86-2677

津波の時は、学校の二階に避難せよ!

